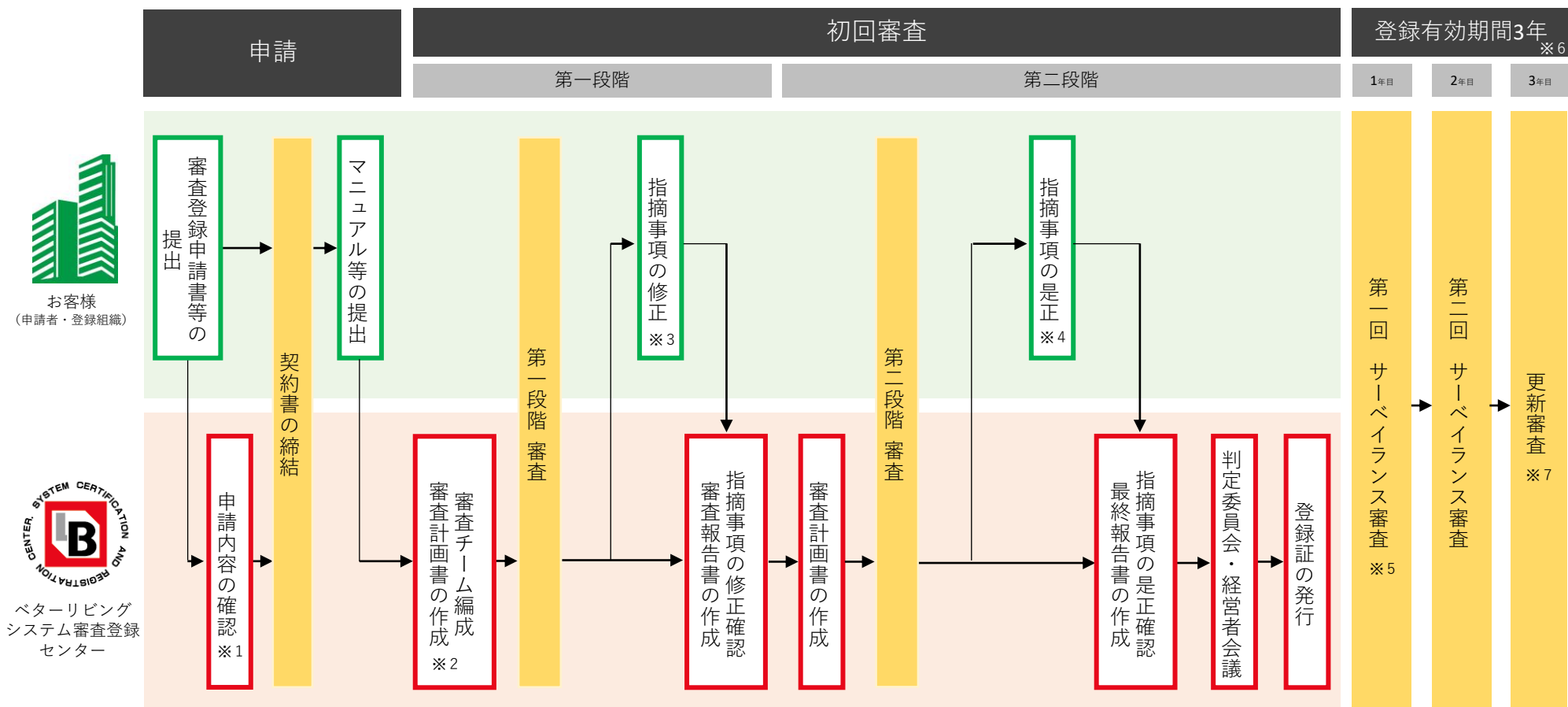


# 認証から更新審査までの流れ



※1 申請内容を確認し、申請を受理するか、受理しないかを決定します。なお、受理しない場合は、申請者にその理由を文書で通知します。

※2 第一段階審査までには、内部監査、マネジメントレビューの実施日が計画されていることが必要となります。

※3 第一段階の結果、審査チームが第二段階審査へ移行できないと判断した場合は、再度、第一段階審査を受審していただきます。

※4 指摘事項に対する是正処置が6ヶ月以内に完了しない場合は、是正処置の確認を打ち切り、再度、第二段階審査を受審していただきます。

※5 第1回サーベイランス審査は、登録証の発行日から12ヶ月以内に受審していただく必要があります。

※6 認証の一時停止、取消し、範囲の拡大及び縮小（一時停止）予定されたサーベイランス審査等が実施されない場合や、マネジメントシステムに重要な影響が生じている等の場合、判定委員会にて一時停止を決定します。なお、一時停止の事由が解消されたと判断した場合は、原則、判定委員会において解除の決定がなされます。（取消し）一時停止の事由が解消されない場合や、センターの社会的信頼を失墜させると認められる等の場合、判定委員会にて取消しを決定します。また、登録組織からの取消申請により、認証を取消することが出来ます。（範囲の拡大及び縮小）必要に応じてシステムに関する審査を行うことで、範囲の拡大及び縮小が行えます。また、組織の登録範囲のいずれかの部分に、常態化した又は重大な不適合があり、これを除去することで残りが適合している場合は、登録範囲を縮小することが出来ます。この決定は原則、判定委員会で行われます。

※7 認証が失効した後、未完了だった再認証活動が6ヶ月以内に完了すれば、認証を復帰することが出来ます。そうでない場合、少なくとも第二段階を実施します。また、登録証の発行日は、再認証の決定日となり、有効期限は前の認証の周期に基づきます。